

# 特定技能外国人が来られなくなった場合

不足人員に該当する特定技能外国人の以下①、②の書類が必要です。  
 なお、②については1部でかまいません。

## <必要書類>

①雇用契約書又は労働条件通知書の写し

②委託費の月額が分かるもの（指定様式はありません）

→例：登録支援機関と交わした契約書の写し、過去支払った際の請求書や領収書の写し、登録支援機関から提供された料金表等

## <①の書類の例>

参考様式第1-6号

### 雇 用 条 件 書

\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

\_\_\_\_ 氏

特定技能所属機関名 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 代表者 役職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

**I. 雇用契約期間**  
 1. 雇用契約期間 ( \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日) 入国予定日 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

2. 契約の変更の有無  
 自発的に更新する  更新する機会があり得る  契約の変更はしない  
 ※ 上記契約の変更の有無を「更新する機会があり得る」とした場合の更新の申請基準は以下のとおりとする。  
 雇用期間満了時の再就職  労働者の労働相談、認定  労働者の帰国を計る能力  
 会社が経営状況  更新している業種の経営状況  その他 ( \_\_\_\_\_ )

**II. 就業の場所**  
 直接雇用 (以下に記入)  派遣雇用 (別紙「就業条件明示書」に記入)  
 事業所名 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 連絡先 \_\_\_\_\_

**III. 従事すべき業務の内容**  
 1. 分野 ( \_\_\_\_\_ )  
 2. 業務区分 ( \_\_\_\_\_ )

**IV. 労働時間等**  
 1. 始業・終業の時刻等  
 (1) 始業 ( \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分) 終業 ( \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分) (1日の所定労働時間数 \_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_ 分)  
 (2) 【次の制度が労働者に適用される場合】  
 実形労働時間制 ( \_\_\_\_ ) 準形の定形労働時間制  
 ※ 1年間の定形労働時間制を適用している場合には、乙が十分に理解できる前記を併記した年報カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届出済定形労働時間制に関する決定書の写しを添付する。  
 交代制として、次の労働時間制の組合せによる。  
 始業 ( \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分) 終業 ( \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分) (適用日 \_\_\_\_ ) 1日の所定労働時間 \_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_ 分  
 始業 ( \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分) 終業 ( \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分) (適用日 \_\_\_\_ ) 1日の所定労働時間 \_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_ 分  
 始業 ( \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分) 終業 ( \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分) (適用日 \_\_\_\_ ) 1日の所定労働時間 \_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_ 分

2. 休憩時間 ( \_\_\_\_ 分)

3. 所定労働時間数 ①週 ( \_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_ 分) ②月 ( \_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_ 分) ③年 ( \_\_\_\_ 時間 \_\_\_\_ 分)

4. 所定労働日数 ①週 ( \_\_\_\_ 日) ②月 ( \_\_\_\_ 日) ③年 ( \_\_\_\_ 日)

5. 所定時間外労働の有無  有  無  
○詳細は、就業規則 第 \_\_\_\_ 条、第 \_\_\_\_ 条、第 \_\_\_\_ 条、第 \_\_\_\_ 条、第 \_\_\_\_ 条、第 \_\_\_\_ 条

**V. 休日**  
 1. 休日：毎週 \_\_\_\_ 曜日、日本の祝日の後日、その他 ( \_\_\_\_\_ ) (年間合計休日数 \_\_\_\_ 日)

2. 非定休日：週 \_\_\_\_ 月当たり \_\_\_\_ 日、その他 ( \_\_\_\_\_ )  
○詳細は、就業規則 第 \_\_\_\_ 条、第 \_\_\_\_ 条、第 \_\_\_\_ 条、第 \_\_\_\_ 条

**VI. 休職**  
 1. 年次有給休暇 6か月連続勤務した場合 → \_\_\_\_ 日  
継続勤務6か月未満の年次有給休暇  有  無 → 6か月経過で \_\_\_\_ 日  
 2. その他の休職 有給 ( \_\_\_\_ ) 無給 ( \_\_\_\_ )  
 3. 一時帰国休職 乙が一時期帰国を希望した場合は、上記1及び2の範囲内で必要な休職を取得させることとする。  
○詳細は、就業規則 第 \_\_\_\_ 条、第 \_\_\_\_ 条、第 \_\_\_\_ 条、第 \_\_\_\_ 条

**VII. 賃金**  
 1. 基本賃金  月給 ( \_\_\_\_ 円)  日給 ( \_\_\_\_ 円)  時間給 ( \_\_\_\_ 円)  
※詳細は別紙のとおり  
 2. 諸手当 (時間外労働の労働賃金は除く)  
 ( \_\_\_\_ 手当, \_\_\_\_ 手当)  
※詳細は別紙のとおり  
 3. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率  
 (1) 所定時間外 法定毎月6時間以内 ( \_\_\_\_ ) %  
 法定毎月6時間超 ( \_\_\_\_ ) %  
 所定超 ( \_\_\_\_ ) %  
 (2) 休日 法定休日 ( \_\_\_\_ ) %、 法定外休日 ( \_\_\_\_ ) %  
 (3) 深夜 ( \_\_\_\_ ) %

4. 賃金締切日  毎月 \_\_\_\_ 日、  毎月 \_\_\_\_ 日  
 5. 賃金支払日  毎月 \_\_\_\_ 日、  毎月 \_\_\_\_ 日  
 6. 賃金支払方法  口座振込  通貨払  
 7. 労働協定に基づく賃金支払時の控除  無  有  
※詳細は別紙のとおり  
 8. 昇給  有 (時期、金額等 \_\_\_\_ )、  無  
 9. 賞与  有 (時期、金額等 \_\_\_\_ )、  無  
 10. 退職金  有 (時期、金額等 \_\_\_\_ )、  無  
 11. 休業手当  有 (率 \_\_\_\_ )

**VIII. 退職に関する事項**  
 1. 自己都合退職の手続 (退職する \_\_\_\_ 目前に社長・工場長等に届けること)  
 2. 解雇の事由及び手続  
解雇は、やむを得ない事由がある場合に限り少なくとも30日前に予告をするか、又は30日以上の上の平均賃金を支払って解雇する。特定技能外国人の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合には、所轄労働基準監督署長の認定を受けることにより予告も平均賃金の支払も行わず即時解雇されることもあり得る。  
○詳細は、就業規則 第 \_\_\_\_ 条、第 \_\_\_\_ 条、第 \_\_\_\_ 条、第 \_\_\_\_ 条

**IX. その他**  
 1. 社会保険の加入状況・労働保険の適用状況  厚生年金、 健康保険、 雇用保険、 労災保険、  
 国民年金、 国民健康保険、 その他 ( \_\_\_\_\_ )  
 2. 雇入れ時の健康診断 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ (その後 \_\_\_\_ ごとに実施)  
 3. 初期の定期健康診断 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ (その後 \_\_\_\_ ごとに実施)  
 4. 本契約終了後に乙が帰国するに当たり、乙が帰国旅費を負担することができないときは、甲が当該旅費を負担するとともに、帰国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとする。  
 受取人 (署名) \_\_\_\_\_